



高齢者福祉の星、秋田県旧鷹巣町の元町長が、一昨年 7 月、選挙違反で逮捕された。元町長は潔白を主張して黙秘を通し、勾留は 368 日に及んだ。公判で検察のストーリーはボロボロになっている。だが、同じ日に逮捕された運転手はすでに有罪が確定している。元町長の境遇は厚生労働省冤罪事件の村木厚子元局長にそっくりだ。裁判は今月 16 日判決の日を迎える。(敬称略)

(3月16日の判決公判は、大地震の影響で4月5日に延期されました)

ジャーナリスト 大熊一夫

まず、膨大な供述調書を残している二階堂甚一のことから記そう。

63歳の彼は、大柄で、気はいいけれど、恐ろしく口下手。おまけに純粋の秋田弁だ。昨年7月、元町長の裁判で証言台に立った時、裁判官も検事も弁護人もその発言を聞き取れなくて、何度も言い直してもらった場面があった。

二階堂には生活上の大ハンディがあった。勤め先がつぶれて失業中。自己破産し、妻とは離婚したばかり。東京の長男は生活に躓き、同居の次男は精神科の病院を出たり入ったり。つまり 五重以上の辛苦に翻弄されていた。

2009年4月12日の北秋田市長選投票日翌日、警察は事情聴取を開始した。捜査記録によれば、取り調べは、逮捕前だけで約100時間におよんだ。

7月13日、逮捕された日の調書はこう結ばれている。

「現在の心境は、自分で犯した過ちですが、逮捕されて気持ちがとても動揺しています。地元の人や合川の人に合わせる顔がない、恥ずかしい気持ちとどこかに逃げ出したいような感じで頭が混乱しています。次男のことも心配ですし、一日も早く解決したいと思いません」

刑事の作文に違いないのだが署名捺印はある。

二階堂は自分のやった運転手や道案内が犯罪に当たるかどうかを判断できないまま、調書に署名捺印してきた。

8月18日、二階堂に国選弁護人がついた。勾留66日目の9月16日、手錠腰縄姿で初公判廷に引き出され、そのあと、また拘置所へ戻された。

起訴状は単純。

●2009年2月16日ころ、北秋田市のローソン米内沢バイパス店駐車場で、岩川が二階堂に15万円を渡し、自分への投票と、投票取りまとめ、を依頼した

●2009年3月17日ころ、北秋田市の松ガ丘グラウンド付近路上で、岩川が二階堂に15万円を渡し、自分への投票と、投票取りまとめを依頼した。

岩川は30万円を支払ったことを認めている。しかし、後で詳しく述べるが、支払いの目的はもちろん、日時も場所も、まったくの出鱈目と主張する。

話を二階堂に戻す。一審法廷での尋問で、頼みの弁護士には「二度とこういうことはしないで、きちんと生活していくと誓いますね」と諭された。裁判官からも「選挙をお手伝いしてくださいと言う趣旨でお金渡してきてるんだなというふうには思わなかったの？」と誘導気味に念を押されて、「うん」の一言で全尋問が終了した。10月2日の次回法廷で、懲役10月執行猶予3年、追徴金26万円の判決が言い渡されて、やっと自宅に帰された勾留82日目だった。

厚労省冤罪事件の被害者・村木厚子は、逮捕・拘留されている時の自分を、「レフェリーもセコンドもないリングで、プロのボクサーに殴られるアマチュアのボクサー」と表現した。

二階堂には、セコンド役の弁護士を雇うツテも財力もなかった。

国選弁護士は、起訴状の矛盾を突く為の調査をやった形跡がない。刑事からは、せいぜい罰金刑だろう、と言われる。家では病気の次男が腹をすかせて待っている。

こうして二階堂は不本意な供述調書を残した。それがなければ、事件は成立しなかった。

「やってもいないことを、なぜ認めて署名したのだ」と人はいう。だが、それは供述調書至上主義の恐ろしさを知らない者のたわごとだ。冤罪事件のほぼ全ては、供述調書至上主義の産物である。

村木冤罪事件のあとで検察のトップに立った笠間治雄新検事総長も、今年2月16日、全国の高検検事長や地検検事正を前にして「供述調書至上主義があるとしたら改めなければいけない」と訓示しているではないか。

供述調書至上主義の恐怖が露呈する場面は、岩川裁判でたびたびあった。

例えば2010年9月1日の第四回公判。午後1時半、後部廊下側ドアから、ショルダークラッシュ・バッグを袈裟掛けにして杖にすがる右半身麻痺の男性が登場した。

澤藤孝志、63歳。問題の時期には被告・岩川の対抗馬である津谷永光（現市長）の後援会合川地区事務局次長を務めていた。旧合川町役場課長。二階堂とは幼なじみで、当時は親友の間柄。二階堂は澤藤に心を許して何でも話した。二階堂が介助役、澤藤がおごり役で、呑み屋にもパチンコ屋にも温泉にも一緒に行った。2008年末からの2~3か月で澤

藤が払った金は50～60万円に上る、と二階堂は言う。岩川陣営についての二階堂の話は、澤藤によって脚色されて、津谷陣営に筒抜けになった。おそらく警察にも……。

澤藤は岩川裁判に検察側証人として登場することになった。ところがびっくり、証言席の彼は、検察ストーリーと全く違うことをしゃべり出した。スペースの関係で、弁護側反対尋問の重要部分だけを読んでいただく。問答は傍聴席の笑いを誘ったが、中身は恐怖ドラマだ。

検察側証人が、「調書は作り事」

弁護人 澤藤さんが刑事さんにしゃべった調書が4通あるんですけども、覚えていますか。

澤藤 わかりません。4種類あるの？

弁護人 先程紹介したあなたの検察官調書では（岩川が二階堂に）「岩川徹です」と、「今度の市長選に立候補します」と、で、「選挙の手伝いしてくれ」としゃべったという風になってはいるんですけども、検事さんにこの通りの事をしゃべったんですか。

澤藤 それは言うておりません。

弁護人 二階堂さんと岩川さんは、もともと面識があったということ、あなたは知っていましたか。

澤藤 はい。

弁護人 そうすると「岩川徹です」と初対面の挨拶をすること自体おかしいと思うんだけど、あなた自身、そういう言葉は聞いてないということですよね。

澤藤 はい。

弁護人 二階堂さんからは、選挙の手伝いということは出たんですか。

澤藤 ちょっと、記憶定かたでございませぬ。

弁護人 アルバイトを頼まれたというように言ったんじゃないですか。

澤藤 とにかく、車の運転だけです。

弁護人 検察官調書にはあなたがしゃべったこととして、岩川さんが、旧阿仁町ですで一軒一軒住宅を回り、市長選挙で投票してくれるように訴えて戸別訪問してると噂で聞いていました……と、覚えていますか。

澤藤 私は、全然、記憶も、全然、覚えておりませぬ。

弁護人 そもそも、戸別訪問という言葉、澤藤さん、使うんですか。

澤藤 戸別訪問だば、選挙違反、引っかかるでしょう。

弁護人 あいさつ回りという言葉は知っていますか。

澤藤 知っています。

弁護人 北秋田市のあの辺は、選挙の時は皆さんあいさつ回りに行くんですか。

澤藤 そうです。

弁護人 澤藤さん、検事さんに、戸別訪問という言葉を使ったのですか。

澤藤 使っておりません。

弁護人 本当に検察官に対して、あなた、二階堂、顔がききますよと言うことを、話したんですか。

澤藤 冗談ではありません。まず、その調書、だめですよ。私、一つも確認しないで、目も通してないし、よく作った。そんな、やめましょう。これ話にならない。

弁護人 澤藤さんね、そのときに検事さんから、2月17日の午前7時24分に、二階堂さんからあなたのところに電話があったと、そういう通話記録を見せられたという記憶はありますか。

澤藤 ありません。それ、全然ないですよ、一回も。空想も甚だしいよ、嫌なこと。そんな作り事はやめてください。

弁護人 澤藤さんの調書、これを基にして二階堂さんが逮捕されたという風に思っていないですか。

澤藤 その調書の中身、ぜんぜんわかりません。逮捕ということは、非常に私は怖いですよ。私の調書で逮捕になると、大変なことですよ、その調書を見せてくれますか。

検察官 異議あります。議論に及んでいます。

澤藤 もう、私は拒否します。私の調書のおかげで逮捕とは、私はもう答えません。

裁判官 だから、いまの質問はもうしませんので。

弁護人 違うと言う風におっしゃっていただければ、それで結構です。森山さんと言う検察官は、あなたの調書を作った後に、あなたに渡して読ませたわけではなくて、あなたは読んでもらったということでしたね。何回読んでもらいました？

澤藤 一回ですよ、速読み、ぱあっと。

弁護人 何か聞き流したような感じになったんですか。

澤藤 はいはい、すみません、そうです。

弁護人 それで、これでいいですかと、署名して印を押してくださいと言われて、押したということなんですか。

澤藤 そうです。

澤藤は、二階堂逮捕のくだりになると、「あれひどいですよ。本当に法務大臣に訴えたいよ。本当に、すごいやり方。あんた方、職権の乱用です」と興奮して検事をなじった。

10月中旬頃、澤藤の自宅を訪ねて聞いてみた。「ほんとに冤罪だと思うんですか？」と。すると私の録音機に向かって、「もう冤罪も冤罪、作り事だあこれは」「あの程度でだばあ、有罪とは思わない。これ、ほんとに大変な人権侵害ですよー」と何度も「冤罪」を強調し

た。

こんな発言があった。

「二階堂が岩川さんから15万円もらってあっちゃんさ付いたようだから、派手な運動したらすぐ俺さ教えれよって。朝、言ったんだよ、(津谷後援会の)ミーティングで」

さらに、ヘンなことを口走った。

「家の向かえの奥さんも、森吉署へ参考人で呼び出ししかかったんだよ。して、その人が行ってきたら、3千円もらってきたじいばって、私さあ報告に来た」

向かえの奥さん、とは澤藤家と道路を挟んで反対側に住む女性(71歳)のこと。岩川が二階堂の道案内で訪ねてきたことが調書になっている。

秋田県警には、妙なことにプレゼント癖がある。澤藤は缶コーヒーと「くらた」という秋田市内の老舗のお菓子を贈られた。そして向かいの奥さんは三千円の現金をもらった。理髪店の店主はロールケーキを持ってやってきた刑事に供述調書を取られた。二階堂は県警の刑事から薩摩焼酎を手土産にもらって、それを賞味することもなく逮捕された。「買収事件を調べる警察が、捜査協力者を供応した」なんてことにならないのでしょうか、県警本部長さん。

岩川の訪問を受けたとされる警察への供述協力者は20人ほどいる。岩川も二階堂も直接の投票依頼をせず、ただ市民病院や市政の問題点を指摘する話をし、チラシを渡すだけだ、と主張してきた。こうした行為は北秋田市に限らず田舎では、「あいさつ回り」と称して、市政から国政までほぼすべての立候補者が普通に行っている。澤藤も法廷でそれを認めている。警察も検察もわかっているから、起訴状に「あいさつ回り」という表現は見当たらない。

ここには言葉のトリックがある。岩川・二階堂事件関連の供述調書には「戸別訪問」「選挙運動」「選挙の手伝い」「選挙の報酬」といった危ない表現がやたらに出てくる。また「市長選に立候補する岩川です」とか「私は市長になったら医療費を安くします」と岩川が述べたかのようにも、なっている。

「あいさつ回り」ならセーフだけれど、これを「戸別訪問」「選挙運動」「選挙の手伝い」と言い換えればアウト。こんなトリックが調書で使われているのだ。

岩川の弁護士は、「市長選に立候補する……」「市長になったら……」の危ない表現入り調書の主に尋ねた。「本当にそんな表現を使ったのですか」と。すると「言ってない」と否定する人がかなりいた。ほとんどの人は、自分の調書が他人を地獄に落とす凶弾になることなど想像もできず、軽い気持ちで署名捺印に 응じているのである。

供述調書の恐ろしい例をもう一つ紹介する。北秋田市合川地区の岩川後援会連絡所に入りしていた66歳の女性の調書にこんなくだりがある。

「先日、岩川徹さんが逮捕されています。テレビのニュースや新聞報道では黙秘しているということですが、今回の選挙違反の件で岩川さんには本当に頭に来ています。岩川さんは、正々堂々と正直に話をしてけじめを付けてもらいたいと思います」

私は佐藤の前でこの部分を読み上げて、「本当にこう供述したのですか？」と聞いた。すると、目をまんまるにして「まさかあ」。「でも署名し拇印を押してますよ」と告げると、「ぜんぜん読んでなかった」。

彼女は自宅で三回、森吉幹部交番で三回、北秋田署で二回、調べに応じた。家では脳卒中の夫が一人で待っていて、早く帰してもらいたかった。北秋田署での最後の日は、取り調べが終わって廊下に出ると、「ちょっとちょっと」と呼びとめられて、「これが最後だから」と言われ、別室で自分の調書を見せられ、中身も読まずに署名押印した。

話してみてわかったのだが、この女性は、裁判官に調書を取られたものと信じ込んでいた。検事と判事の区別がついていない。こんな供述調書が、裁判の証拠として通用しているのだ。

“危ない表現”をちりばめた調書

では、被告・岩川はどう反撃したか。

2009年7月13日に自宅で逮捕された彼は、逮捕状に付いていた別紙の被疑事実を読んで、訴追ストーリーを理解した。「金銭の目的」「金銭の受け渡し日時」「場所」のいずれもが、自分の認識と全く違っていった。「黙秘を貫いて、あとで、裁判で闘うしかない」と決意した。

拘留所の独房で、弁護士から差し入れられた大量の調書を精読した。弁護士が開示請求して手に入れた「未公開供述調書」も点検した。調書以外の客観証拠など皆無。“危ない表現”が意図的にちりばめられた供述調書がすべてだった。

検察や警察が最初の金銭授受日を「2月16日」としたいのには理由がある、と私は思う。この日から2カ月間、二階堂が雇われたとすると、終盤が選挙公示期間と重なる。公選法は公示期間の活動に厳しい。この期間の活動は有罪にしやすい。

岩川弁護士は、検察のシナリオ「最初の金銭授受2月16日」を崩しにかかった。

岩川は前年の10月に北秋田市長選挙に立候補を表明した。現市長の岸部陞は、市民病院に関する重大な公約不履行が露見して、翌年1月13日に立候補を断念。1月15日になって、岸部の後継と目される県議・津谷永光が立候補を表明した。津谷は自民党県連会長だ。県議会議長や県教育公安委員長を務めた県政の古株で、一族は鷹巣の土建業者。澤藤の妹の夫はこの社員だった。

投票日は4月12日だが、実質的な選挙戦は1月15日に火ぶたが切られた。岩川の記憶では、地理不案内な合川地区の「道案内と車の運転」のアルバイトを二階堂に依頼したのは「立候補を表明して年が明けた1月10日ごろ」、アルバイトの正式合意の場所は「二階堂のかつての職場・大野台ハイランドの談話室」。ここで二階堂は記憶を振り絞った。岩川から依頼されたのは「次男を精神病院に見舞った1月10日ごろ」だと、思い出した。

一方、検察ストーリーの「2月16日、米内沢ローソン駐車場で、2人しかいない車の中で15万円を渡した」の根拠があやしいことがはっきりした。検察説は、金銭授受のあとに岩川の支援者2人が合流したことになっている。合計4人だ。

岩川徹をめぐる動き(敬称略)

1991年4月	岩川徹、鷹巣町長に初当選。以後、3期12年町長を務め、鷹巣を「福祉の町」として全国的に有名にする
2003年4月	鷹巣町長選で合併推進派の県厚生連北秋中央病院名董院長・岸部陸に敗れる
2005年3月	鷹巣町が周辺3町と合併し、北秋田市が誕生。4月の市長選で初代市長に岸部前鷹巣町長が当選
2009年4月	北秋田市長選で前自民党県連会長・津谷永光と岩川が一騎打ちし、岩川は落選
7月	岩川が公職選挙法違反(現金買収、事前運動)容疑で逮捕される。支援者の二階堂甚一も同法違反(被買収、事前運動)容疑で逮捕される
10月	二階堂に秋田地裁が執行猶予つき有罪判決。二階堂は控訴
2010年6月	二階堂の控訴を仙台高裁秋田支部が棄却、即日上告
7月	岩川が初公判で無罪主張。公判の翌々日、逮捕から約1年ぶりに保釈される
9月	二階堂の上告が棄却され、有罪が確定
2011年1月	岩川の公判で検察側が懲役1年を求刑
3月	16日に秋田地裁の判決

しかし実際に現場に赴いた支援者は3人、合計5人だ。岩川は、缶コーヒー4本と自分用の缶入りコーンポタージュを買った。後に警察がローソンから押収した売上伝票が捜査資料の中に隠れていることがわかった。それは2月16日付の5缶分の伝票だった。また、検察説では居なかったことになっている3人目の支援者が、この日の事を日誌に残していた。彼は超記録魔だった。彼のノートには、2月16日の岩川は終日、彼が運転する車で移動していたことが書かれている。

岩川と二階堂の2人だけの車中で金銭を授受するチャンスはあり得なかった。

検察説には、さらに解せないことがあった。2月16日説の根拠は、岩川と二階堂の携帯電話の「2月の送・着信記録」だ。通話内容ではない。警察や検察は、岩川と二階堂らの携帯電話と岩川家の固定電話(2本ある内の1本)の送・着信記録を見せて、「この日ではないか」と供述を誘導した。

筋書きは崩壊し、弾劾証拠も不発

しかし、重要な会話がなされているはずの岩川と二階堂の携帯電話の1月の記録、岩川

家書齋の固定電話の1～2月の記録、がない。警察が取り寄せた「一月の記録」は、岩川がほとんど使わない岩川家台所の固定電話だけだ。その他の「1月の通話記録」は警察・検察によって隠されたのか、取り忘れたのか。私は、前者の可能性大だと思う。捜査のプロが、最も重要な情報を取り落とすことなど、誰が信じるだろう。

検察説「2度目の授受は3月17日」もおかしい。この日、岩川は自宅で支援者と一緒にチラシの原稿作ったり、支援組織と打ち合わせたり、していた。その内容はパソコンに記録され、プロパティには日付も残っている。

つまりアルバイト料の本当の授受は、検察ストーリーより1か月早いことになる。場所も全く異なる。

検察・警察は1月授受説を消すために、後追い捜査を始めた。病院に照会状を出した。大野台ハイランドの件も確かめに行った。記録魔の支援者には任意取り調べに応じるよう求めた。しかし1月説は壊れない。

そこで検察側は、今年1月12日の第9回論告求刑公判で突如、弾劾証拠と銘打って津谷永光のチラシを出した。岩川は第5回公判で、「1月に二階堂さんから津谷永光のチラシをもらった」ことを語った。この「1月のチラシ」をつぶすために、津谷後援会幹事長を証人に立てて、「チラシは2009年3月10日以前には絶対に存在し得ない」と言わせた。事務所のパソコンの記録も出させた。

岩川所持チラシは一見したところ弾劾証拠と同じだが、詳しく見ると違いがあった。岩川所持チラシは選挙事務所の番地が間違っていて「23」。電話番号の頭には「TEL」「FAX」とあり、印刷の仕上がりがきれいだ。弾劾証拠チラシは番地が訂正されて「2-3」、電話は「tel」「fax」。事務所の輪転機で刷ったと幹事長が主張するとおり、仕上がりがきたない。

それらのことを弁護側から突き付けられた幹事長は、顔を紅潮させ、絶句した。弾劾証拠は返り討ちにあった。こうして法廷の攻防は岩川優勢で終わった。

ただ、岩川裁判の担当判事は、二階堂裁判で有罪判決を下した馬場純夫である。さて、判決は……。